

平成23年度  
大学の世界展開力強化事業  
公募要領（案）  
未定稿（5/12現在案）

平成23年〇月  
文部科学省

# 目 次

1	事業の背景・目的	1
2	事業の概要	1
	(1) 対象機関	1
	(2) 対象事業	2
	(3) 事業の申請者	2
	(4) 選定件数	2
	(5) 申請件数	2
	(6) 実施期間	3
	(7) 補助金額上限	3
	(8) 対象とする構想	3
	(9) 構想の策定	4
	(10) 費用	4
3	選定方法等	5
4	事業の実施	5
5	提出書類等	7
6	その他の留意事項	8
7	問い合わせ先・スケジュール等	9

(別添 1) 経費の使途可能範囲

(別添 2) 平成 23 年度大学の世界展開力強化事業 構想調書 作成・記入要領

(別添 3) Application Form for the CAMPUS Asia Pilot Program

(別添 4) 日中韓における質の保証を伴った大学間交流・連携ガイドライン

# 平成23年度 大学の世界展開力強化事業 公募要領

## 1. 事業の背景・目的

急速なグローバル化に伴い、我が国の経済社会との一体化が進展する中、教育・訓練システムや、知識・技術の修得証明、企業における雇用や処遇などもより緊密に関連するとともに、将来的には各国の社会システムが一層密接に関連しながら発展することが予想されています。こうした中、国内外の企業においても、自国、他国の出身にとらわれない、グローバルに活躍できる人材の登用、養成が求められており、我が国の大学教育においても、こうした潮流に呼応して、魅力あるプログラムを構築していくことが急務です。

翻って、我が国の大学においては、伝統的に国内向けの雇用市場に連動して行われてきており、これまでは、世界における学生の流動性の高まりや教育の質保証、修得主義等の潮流を踏まえた取組が優先課題となっていない大学も多く存在したとの指摘があります（中央教育審議会大学分科会大学グローバル化検討ワーキンググループ「東アジア地域を見据えたグローバル人材育成の考え方～質の保証を伴った大学間交流推進の重要性～」（平成22年6月））。その一方で、すでに東アジア地域を舞台に、米国、欧州、豪州、さらには中国、韓国などの有力大学により、質の高い教育が展開されつつあります。

こうした状況を踏まえ、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）においては、外国語教育や外国人学生・日本人学生の垣根を越えた協働教育をはじめとする高等教育の国際化の支援、海外大学との単位相互認定の拡大、日本人学生の海外経験を増やすための取組を強化することとされました。

また、第2回日中韓サミット（平成21年10月）における鳩山内閣総理大臣（当時）の提案を踏まえ、平成22年4月より開催されている日中韓大学間交流・連携推進会議においては、日中韓の大学の間で単位の相互認定や交流プログラムなどの質の高い交流を行う「キャンパス・アジア」構想に基づき、パイロットプログラムを早期に実施することで合意されました。さらに、平成22年11月の日米首脳会談においては、日米を含む大学間連携や学生の双方向交流の推進を含む、日米交流をさらに強化するための新たなイニシアティブを推進することが合意されました。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災により直接被災した東北地方のほか、風評等による間接的被害により日本の各地域においても教育や学術における国際交流の停滞が懸念されており、震災からの復興に向け、世界各国との連帯のもと、これまで以上に教育のグローバル化を推進していくことが求められております。

以上を踏まえ、平成23年度予算においては、国公私立大学を対象に、「キャンパス・アジア」構想の牽引役となる取組拠点の形成「キャンパス・アジア中核拠点形成支援」や、米国等の大学との協働教育プログラムを開発する取組「米国大学等との協働教育の創成支援」につき、日本人学生とアジア・米国等の外国人学生の交流を行う事業に対して重点的に財政支援を行います。

## 2. 事業の概要

### (1) 対象機関

我が国の国公私立大学（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する大学に限る。））

(2) 対象事業

【タイプA：キャンパス・アジア中核拠点形成支援】

以下のⅠ、Ⅱのいずれかの事業を対象とします。

Ⅰ) 日中韓の三カ国における大学間で1つのコンソーシアムを形成し、単位の相互認定や成績管理、学位授与等を統一的に行う交流プログラムを実施する事業（日中韓のトライアングル交流事業）

Ⅱ) 上記「Ⅰ」に該当しないもので、中国、韓国又は東南アジア諸国連合（ASEAN）の国々における大学との単位の相互認定や成績管理、学位授与等を統一的に行う交流プログラムを実施する事業

【タイプB：米国大学等との協働教育の創成支援】

以下のⅠ、Ⅱのいずれかの事業を対象とします。

Ⅰ) 米国における大学等との協働教育を行う交流プログラムを実施する事業

Ⅱ) 米国以外の欧州、豪州等における大学等との協働教育を行う交流プログラムを実施する事業

(3) 事業の申請者

事業の申請は、大学の設置者から文部科学大臣宛に行うこととします。また、国内の大学が複数参加して実施する取組の場合には、主となる1つの大学が代表して申請することとします。

(4) 選定件数

○ タイプA：キャンパス・アジア中核拠点形成支援 10件程度

A-Iの事業（日中韓のトライアングル交流事業）を優先的に選定しますが、A-IIの事業についても3件程度（予算の範囲内で変動）採択することを予定しています。

また、A-Iの事業については、「3. 選定方法等」に定める「大学の世界展開力プログラム委員会」における審査に加え、日中韓大学間交流・連携推進会議における合意に基づき、日中韓三カ国政府及び審査機関による共同審査も行うこととなります。

なお、A-Iの事業において、国内審査を通過後、三カ国共同審査において採択されなかったものについては、中国及び韓国のパートナー大学のいずれか(又は両方)は所属する政府からの支援が受けられないため、日本政府から日本の大学への支援のみとなる場合もあります。その場合において、各国のパートナー大学が当該交流プログラムを実施するか確認のうえ、申請書において事業の実施の可否について意思を明らかにしてください。

○ タイプB：米国大学等との協働教育の創成支援 10件程度

B-Iの事業（米国）を優先的に選定しますが、B-IIの事業（米国以外）についても4件程度（予算の範囲内で変動）採択することを予定しています。

(5) 申請件数

1 大学が本事業に申請できる件数は、以下のとおりとします。

タイプA：キャンパス・アジア中核拠点形成支援 3件

タイプB：米国大学等との協働教育の創成支援 3件

なお、国内の大学が複数参加して実施する取組においては、代表して申請する大学のみを申請件数として数えます。

また、申請単位については、1つの交流プログラムを1単位とします。

(6) 実施期間

5年間。

なお、支援開始から3年目に平成24年度までの取組状況に関する中間評価、支援終了後（支援開始から6年目の平成28年度）に支援期間全体の実績に関する事後評価を実施します。中間評価の結果を踏まえ、計画の変更、中止も含めた見直しを行うこともあります。

(7) 補助金額上限

事業内容等を勘案の上、1件当たりの年間補助金額の上限は、「タイプA」、「タイプB」いずれも年間8千万円とします。

なお、初年度の事業については、公募審査による採択後に事業が開始されることから、事業期間が1年に満たないため、そのことを考慮して真に必要な補助金額を計上するようにしてください。

また、構想の規模、実施年に応じ、充当する経費の規模は変動するとともに、各年度の最終的な補助金額は本事業全体の予算額等に応じて調整します。

(8) 対象とする構想

本事業の対象となる交流プログラムの実施に係る構想（以下、「構想」という。）は、当該大学の中長期的なビジョンのもとに戦略的な交流プログラムを実施しようとするもので、各タイプごとに、以下の内容を踏まえたものとしてください。

【タイプA：キャンパス・アジア中核拠点形成支援】

日中韓大学間交流・連携推進会議が決定した「日中韓における質の保証を伴った大学間交流・連携ガイドライン」（別添4）に沿って、コンソーシアムを形成する大学との単位の相互認定や成績管理、学位授与等を統一的に実施できるような交流プログラムとする。なお、将来的にコンソーシアム内外の協働教育の充実・発展につながるような質の高いものとし、将来グローバルに活躍できる人材像とそれに基づくプログラムの設定や提供を行うものとする。（タイプA-Ⅱの事業の場合、中国、韓国以外のASEAN諸国との交流を伴う構想も対象とするが、その場合においても本ガイドラインを考慮した交流プログラムとすることが望ましい。）。

（取組の例）

- ガイドラインに沿って日中韓の三カ国の大学で将来的なアジア地域での標準となることを見据えた質の高い協働教育プログラム
- アジア地域における環境に関する課題の解決に貢献できる人材養成のための協働教育プログラム

【タイプB：米国大学等との協働教育の創成支援】

米国等（欧州、豪州等を含む）の大学等との間で、単位の相互認定や成績管理、学位授与を実施する質の高い協働教育プログラムであること。なお、大学の教育理念・目的、個性・特色を活かしつつ協働教育の意義や方向性を明確化した取組であれば内容は問わないが、将来的に我が国の大学の教育研究活動の発展や国際競争力の強化につながるような先導的な新たな学びのスタイルによる協働教育プログラムとする。

(取組の例)

- 国際社会で活躍できる人材の基礎能力（語学力を含むコミュニケーション能力や新しい価値観を生み出す能力など）を養成するため、教養教育の共通基盤を構築する学部教育プログラム
- ICTを活用した遠隔教育と学生の直接的な移動を伴う教育をマッチングした協働の大学院修士課程の専門教育プログラム
- 被災地の課題に対応できる高度な人材養成のための日米双方向協働教育プログラム

なお、申請にあたっては、上記の各タイプごとの内容のほか、次に掲げる各事項に留意して交流プログラムを計画することが求められます。

- 本事業を実施するにあたり、単位の相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスを明確にしつつ、質の保証を伴った魅力的な大学間交流の枠組み形成を図ること。
- 本事業の実施に伴う外国人学生の受入れ及び日本人学生の派遣の拡大に備え、大学における環境整備を図ること。
- 本事業を実施するにあたり、大学の国際化と情報の公開、成果の普及を図ること。  
(特に、中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」(平成22年6月)が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目に留意した情報発信を行うものとなっていることが望ましい。)
- 本事業の達成目標について、一般国民に分かりやすい形で具体的な目標を設定していること。
- 目標の設定にあたっては、本プログラムにおいて養成しようとするグローバル人材像を明確に設定するとともに、それを踏まえて、アウトプット及びアウトカムに関する具体的な達成目標を設定していること。
- 構想の策定にあたり、その妥当性・実現性が高いものとなっていること。
- 本補助事業の支援期間終了後も継続的かつ発展的に質の保証を伴った交流プログラムが実施されるものとなっていること。
- 資金計画が、経費や規模の面で合理的なものであること。

#### (9) 構想の策定

- ① 大学における構想(上記(8)の内容に対応する取組)を具体的に記載して申請してください。その際の構想は、当該補助金による取組だけでなく、大学独自で実施する取組や実施期間終了後の取組も含めた、総合的かつ長期的な構想として策定してください。
- ② 大学において構想の実現を担う者で、構想の実現に中心的役割を果たすとともに、その実現に責任を持つ者として、「構想責任者」を選任してください。  
なお、構想責任者は大学に所属する常勤の教員とし、1人が複数の構想の構想責任者となることはできません。

#### (10) 費用

- ① 採択された構想において示した取組事項のうち、当該補助金の充当が適当と考える事項に対して、国際化拠点整備事業費補助金(大学の世界展開力強化事業)により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。

採択された構想の計画が、文部科学省が実施する国際化拠点整備事業費補助金（大学の世界展開力強化事業を除く。）、大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金等、又は独立行政法人日本学術振興会が実施する国際交流事業の補助金等による経費措置を受けているものと内容が重複する場合、本事業として経費措置を受けることができなくなりますので、申請に際して、他の経費措置を受けて行っている事業との区分・相違などを十分整理した上で、本事業に申請する実施計画及び資金計画「計画における各経費の明細」を作成してください。

- ② 本事業において使用できる経費の種類は、原則として別添 1 に示すものとします。
- ③ 事業開始後 2 年経過後の平成 25 年度に行われる中間評価の結果は、4 年次（平成 26 年度）以降の補助金額の決定に反映され、大幅減額や打ち切りもあり得ます。

### 3. 選定方法等

#### （1）審査手順

本補助金交付先の選定のための審査は、独立行政法人日本学術振興会を中心に運営される「大学の世界展開力強化事業プログラム委員会（以下「委員会」という。）」において行います。また、「タイプ A：キャンパス・アジア中核拠点形成支援」のうち、中国及び韓国とのトライアングル交流を伴う構想については、委員会における審査に加え、日中韓大学間交流・連携推進会議における合意に基づき、日中韓三カ国政府及び審査機関による共同審査も行うこととします。

審査方法は、提出された申請資料による「書面審査」並びに「ヒアリング審査」の二段階審査を経て決定します。具体的な審査方法等については、「大学の世界展開力強化事業審査要項」を参照してください。

なお、本年度の審査に係るヒアリング審査は、概ね 9 月頃に行われる予定であり、ヒアリング対象となった大学については、別途委員会よりその旨の連絡をいたします。申請資料等の内容について責任をもって対応できる構想責任者や事業の実施担当者等におかれましては、ヒアリングに対応可能な状態にしておいてください。

#### （2）委員会による意見

選定にあたっては、委員会等の審議を踏まえ、構想についての改善のための意見を付すことがあります。

### 4. 事業の実施

（1）選定された大学は、事業の実施にあたっては、「3.（2）」に記載する委員会による構想についての改善のための意見を踏まえて、実施するようご留意ください。以下の「6.（2）」に記載する事業の評価においては、この意見への対応状況についても評価の対象となります。

（2）選定された大学は、構想等の実施状況についての独自の評価を行うため、例えば外部有識者から構成される委員会を設置し、運営についての助言を得るとともに、中間評価年度、実施期間終了年度には当該委員会等を開催し、構想に定めた目標達成度合いを含めた実現状況につき適切な評価を行った上で、その結果を文部科学省に報告してください。

- (3) 上記(2)の他、選定された大学は毎年度、構想等の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省へ提出してください。なお、提出された書類において、構想等の実施に不十分な部分が認められる場合には、文部科学省は構想責任者に対し、改善を求めることとします。
- (4) 本事業による成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、事後評価を実施した年度に開催される一般国民を対象とした成果発表会において発表することとします。

未定稿(5/12現在案)

## 5. 提出書類等

本事業への申請は、独立行政法人日本学術振興会への申請書類（提出書類一式及び電子ファイル）の郵送による提出が必要です。申請期間は以下のとおりです。

独立行政法人日本学術振興会への申請書類の提出期間（郵送のみ）  
平成23年7月●日（●）～7月●日（●）必着

### （1）申請書類

別添2「平成23年度大学の世界展開力強化事業構想調書 作成・記入要領」に基づき、本事業の背景等を十分に踏まえて、所定の様式で調書を作成し、大学の設置者から文部科学大臣宛に申請してください。

また、「タイプA-I：日中韓のトライアングル交流事業」については、上記調書に加え、所定の様式（別添3「Application Form for the CAMPUS Asia Pilot Program」：三カ国共通）で調書を作成し、学長から文部科学大臣宛に申請してください。

### （2）申請期限・提出先

申請書類の提出は、郵送による方法のみとし、平成23年7月●日（●）から7月●日（●）必着で、下記の提出先に提出してください。郵送にあたっては封筒に「大学の世界展開力強化事業申請書類在中」と朱書きの上、配達証明が可能な方法（配達記録、小包、簡易書留、宅配便等）で余裕をもって発送し、上記提出期間内に必ず着くようにしてください。

【提出先】〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 浅古ビル 3F  
独立行政法人日本学術振興会研究事業部研究事業課  
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会事務局  
（電話：03-3263-0994）

### （3）留意事項

- ① 提出された調書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めません。
- ② 調書等に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とされないこともあります。また、虚偽の記載等があった場合、虚偽の記載等を行った構想責任者について、一定期間本事業への参画を制限します。
- ③ 提出された調書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管するようにしてください。
- ④ 委員会で選定されたものについては、別途、交付内定及び補助金交付申請手続に関する連絡をいたします。
- ⑤ 申請書類は、申請者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会において審査等の資料として使用しますが、その他の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守されます。詳しくは文部科学省「個人情報保護」WEBサイト ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/koukai/kojin.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm)) をご覧ください。

- ⑥ 上記①から⑤のほか、「タイプA-I：日中韓のトライアングル交流事業」への申請については、下記の留意事項も踏まえて手続を行ってください。
- 別添2に基づく構想調書と別添3に基づく様式（Application Form）との間で齟齬のないように留意してください（万一齟齬のある場合には無効となります）。
  - 中国、韓国のパートナー大学の構想責任者は、別添3の様式（Application Form）を、それぞれの国の審査機関（●●●及び韓国大学教育協議会（KCUE））に提出することになっています。三カ国において同内容の申請書が提出されていない場合には申請が無効となりますので注意してください。
  - 申請期間の最終締切（平成23年7月●日（●））は三カ国で共通ですが、中国及び韓国における募集方法・実施方法の詳細は、それぞれの国の実施機関において定めることとなっており、我が国と異なる場合があります。詳細については、各国の構想責任者を通じて各国の実施機関に確認してください。

## 6. その他の留意事項

### （1）構想責任者等の留意事項

採択がなされ補助金の交付を受けた場合、学長、構想責任者及び経理事務を行う大学の事務局は、以下のことに留意してください。

#### ① 補助事業の遂行及び管理

本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な管理を行わなければなりません。

#### ② 補助金の経理事務等

本補助金の経理事務を適切に行うため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保存することにも注意してください。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助事業の期間内のみならず、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

#### ③ その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

### （2）事業の評価

2年経過後の平成25年度には中間評価を、事業期間終了後（平成28年度）には事後評価を委員会で行います。

なお、中間評価の結果によっては、当初計画どおり補助金が交付されなくなることがあります。（補助が打ち切られることもあります。）

また、評価については、委員会で定める評価方法、基準等に基づいて行われます。

### (3) 公表等

募集締切後、申請大学名、構想の名称を公表する予定です。また、採択された構想については、構想の概要等についても公表する予定です。

事例集の作成、フォーラムの開催等を行うことを予定しておりますので、採択された大学は、ご協力ください。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属するものとします。

また、採択された大学においては、構想の内容、経過、成果等を各大学のウェブサイト等を活用し積極的に公表し、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、順次更新し、高等教育の国際化の推進、外国人学生受入・派遣の促進など、新成長戦略に掲げる目標の実現等に向け、積極的に協力していただくこととします。

## 7. 問い合わせ先・スケジュール等

### 【公募要領その他の問い合わせ先】

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室調整係  
(大学の世界展開力強化事業担当)

電話：03-5253-4111 (内線3352)

FAX：03-6734-3385

WEBサイト：

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kaikaku/sekaitenkai/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/sekaitenkai/index.htm)

(上記サイトから、提出調書の様式のダウンロードが可能です。)

### 【構想調書及び審査・評価に関する問い合わせ先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 麹町浅古ビル 3F

独立行政法人日本学術振興会研究事業部研究事業課  
(大学の世界展開力強化事業プログラム委員会事務局)

電話：03-3263-0994

FAX：03-3263-1716

WEBサイト：<http://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/index.html>

(上記サイトから、提出調書の様式のダウンロードが可能です。)

### 【スケジュール】

○調書の提出期間(郵送)：平成23年7月●日(●)～7月●日(●)必着

○選定結果の通知(予定)：

タイプA：キャンパス・アジア中核拠点形成支援 平成23年11月頃

タイプB：米国大学等との協働教育の創成支援 平成23年10月頃

## 経費の使途可能範囲

本事業の補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。

## 【物品費】

## ①「設備備品費」

本補助事業を遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、又は据付等の経費に使用できます。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品、消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本補助事業の遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。

## ②「消耗品費」

本補助事業を遂行するために直接必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象とはなりません。）、事務用品等が挙げられます。

## 【人件費・謝金】

## ①「人件費」

本補助事業を遂行するために直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、本補助事業において実施する英語による授業を担当するために採用した常勤教員の基本給・通勤手当等の諸手当・法定福利費（事業主負担分）、留学生又は外国人教員とのコミュニケーション支援や留学生への就職支援等に必要な専任の事務職員の基本給・通勤手当等の諸手当・法定福利費（事業主負担分）等が挙げられます。

なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

## ②「謝金」

本補助事業を遂行するために直接必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、留学生や日本人学生のTAへの採用、留学生への学習支援のために配置する教育支援員、講演等のために招聘した学識者に対する謝金等が挙げられます。

なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

## 【旅費】

本補助事業を遂行するために直接必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。

なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

## 【その他】

## ①「外注費」

本事業を遂行するために直接必要な外注※にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。

※）本費目は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記「委託費」と

して計上してください。

②「印刷製本費」

本補助事業を遂行するために直接必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できません。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

③「会議費」

本事業を遂行するために直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できません。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、会議・レセプションに伴う飲食代（アルコール類は除く）などが挙げられます。

④「通信運搬費」

本補助事業を遂行するために直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます

⑤「光熱水料」

本補助事業を遂行するために直接必要な電気、ガス及び水道等の経費に使用できます。なお、本補助事業に係る使用量が特定できる必要があります。

⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、本補助事業を遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料<sup>※3</sup>、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費<sup>※1</sup>、レンタカー代、交通費（旅費規程により『旅費』に計上するものを除く）<sup>※2、3</sup>などに使用できます。。

※1）本補助事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の50パーセントを超えないでください。

※2）交通費として、本補助事業を遂行する上で必要となる旅費に該当しない近距離の交通費や乗車回数券等に使用できます。

※3）学生支援のための経費として、交流プログラムの実施に伴う学生の受入・派遣に係る航空券等やホテル代の交通費、宿舎借上のための施設・設備使用料に使用することができます。これらの使用にあたっては、大学が契約主体として航空券や宿泊施設等を手配し、これに係る経費を負担した場合に限ります。なお、学生に直接必要な金銭等を給付することはできませんのでご注意ください。なお、これらの学生支援のための経費については、原則として補助対象経費の総額の30パーセントを超えないでください。

**Application Form for the CAMPUS Asia Pilot Program**

(Draft to be discussed by the Committee)

**1. Project Title**

* Specify Field of Exchange
-----------------------------

**2. Name of the Persons Responsible for the Project**

Korean University	Name of University		Division	
	Name		Position	
	Affiliation		Address	
	Tel.		Mobile	
	E-mail		FAX	
Chinese University	Name of University		Division	
	Name		Position	
	Affiliation		Address	
	Tel.		Mobile	
	E-mail		FAX	
Japanese University	Name of University		Division	
	Name		Position	
	Affiliation		Address	
	Tel.		Mobile	
	E-mail		FAX	

**\*Please add columns for the consortium composed of more than three universities.**

### **3. Project Summary** (about 200 words)

\* Describe the background, objective, academic field, number of exchange students, degree to be conferred, achievements, expected outcomes, etc.

\*If this program is selected, this summary will be released along with a list of selected programs.

未定稿 (5/12現在案)

**4. Proposal** \*Length: No more than four pages.

- 1) Project Objective & Background
- 2) Content of the Exchange Program
  - Academic field, number of exchange students, curriculum, degree to be conferred etc.
  - Difference from existing domestic and overseas programs/curricula in the same field
- 3) Expected Outcomes
- 4) Cooperative System and Roles of Participating Universities
  - Submit copy of 'Letter of Intent for Cooperation' etc.
- 5) Framework for credit transfer, grading, degree conferral
- 6) Student Support (Tuition waivers, counseling, internships etc.)
- 7) Language Plan
- 8) Monitoring & Evaluation / Feedback Plan
- 9) Publicity/Dissemination Plan
- 10) Cooperation with other institutions (local governments, NGOs, enterprises etc.) and Support from them

\*Length: No more than one page

Necessary budget:

2011:

2012:

2013:

2014:

未定稿 (5/12現在案)

2015:

Note: Please describe how much each university can provide from its own budget and how much financial support each university is requesting from its respective government.

**5. Schedule** \* Length: No more than one page

2011:

2012:

2013:

2014:

未定稿 (5/12現在案)

2015:

Note: Please describe how many students and faculty members will transfer to other campuses on exchange over five years as detailed as possible.

## 6. Capability of the Institutions and Achievements in Cooperation

\* Provide information on the participating Korean, Chinese, and Japanese universities(department, college, etc)

- Competitiveness of participating university in the current project field
- Achievements in cooperation (conclusion of MOUs, number of students exchanged or with conferred degrees, etc.), current status of exchange with foreign universities including universities participating in the consortium

<i>Name of Korean University</i>	
<i>Name of Chinese University</i>	
<i>Name of Japanese University</i>	

## 7. Declaration

Each university president or other supervising representative (or project manager) shall sign below to certify that all information contained in this application is correct to the best of his or her knowledge.

Korean University:

Project Manager: (Signature)

President: (Seal)

Chinese University:

Project Manager: (Signature)

President: (Seal)

Japanese University:

Project Manager: (Signature)

President: (Seal)

未定稿 (5/12現在案)

\*You may substitute a copy of a signed Agreement, Memorandum of Understanding (MOU) or Letter of Intent for this form.

Note:

- Application forms must be submitted to the Governments of Japan, China and Korea by the respective universities with the exact same content for each J-C-K consortium.
- Applications will be invalidated if the content submitted to each of the three countries differs.
- One university can participate in two or more consortia.
- Two or more universities from one country can participate in one J-C-K consortium.
- Each government shall provide support to the universities located in the respective country which it has selected accordingly.
- A Letter of Intent for Cooperation signed by institutions participating in the consortium must be attached.

## 8. Other

### Submission of application forms

- Both paper-based application forms and electronic application forms must be submitted to the designated organizations noted below.
- The application period will be July ● to ●, and no forms will be accepted after July ●.

Country	Submit To
Korea	Korean Council for University Education Accreditation Management Team, Center for University Accreditation 25 Heonreung-ro Seocho-gu, Seoul, 137-748, Republic of Korea

China

Japan	Japanese Society for the Promotion of Science University-Industry Cooperation and Research Program Division CAMPUS Asia Pilot Program Japanese Committee Office ASAKO Bldg.3F, 5-3-1 Kojimachi, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083
-------	---

### Note:

- In principle, application forms cannot be corrected or replaced once they have been submitted.
- Applications may be invalidated if forms contain serious errors or false statements.
- Once submitted, application forms will NOT be returned. Each university must retain a copy for its records.
- Selected universities must publish the details, background and outcomes of their plans on their homepages (or by other means) to widely disseminate information to other universities, students etc. Content should be updated regularly, and efforts should be made by each university to promote the development of trilateral cooperative education.
- Each government will inform the universities about procedures concerning support for selected programs.

## 9. Inquiries

If you have any questions, please contact the following government agency or organization.

### \* Inquiries concerning program content

**Korea:** Ministry of Education, Science and Technology  
Global Cooperation Strategy Team, International Cooperation Bureau  
209, Sejong-Daero, Jongno-gu, Seoul (110-760)  
TEL : +82-(0)2-2100-6766(6769)      FAX : +82-(0)2-2100-6788  
URL: <http://www.mest.go.kr>

**China:**

**Japan:** Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology  
Office for International Planning, Higher Education Policy Planning Division, Higher Education Bureau  
3-2-2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8959  
TEL: +81-(0)3-5253-4111(2625)      FAX: +81-3-6734-3385  
URL: <http://www.mext.go.jp/>

### \*Inquiries concerning application submission and selection procedures

**Korea:** Korean Council for University Education  
Accreditation Management Team, Center for University Accreditation  
25 Heonreung-ro Seocho-gu, Seoul, 137-748, Republic of Korea  
Tel: +82-(0)2-6393-5237 | Fax: +82-(0)2-6393-5240  
URL: <http://www.kcue.or.kr/>

**China:**

Japan: Japanese Society for the Promotion of Science  
Office for CAMPUS Asia Pilot Program Japanese Committee, University-Industry  
Cooperation and Research Program Division  
ASAKO Bldg.3F, 5-3-1 Kojimachi, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083  
TEL: +81-3-3263-0994 FAX: +81-3-3263-1716  
URL: <http://www.jsps.go.jp/>

未定稿 (5/12現在案)

## **Guidelines for Exchange and Cooperation among Universities in China, Japan and Korea with Quality Assurance**

In line with meeting of the leaders of People's Republic of China, Japan and Republic of Korea and also *Trilateral Cooperation Vision 2020*, the three countries would promote exchanges among universities through credits recognition, double degree as well as other programs. Meanwhile, these three countries will assure quality of exchange program through enhancing cooperation among educational quality assurance agencies. In this sense, the guidelines are elaborated, based on the discussion in the Japan-China-Korea' Committee for Promoting Exchange and Cooperation among Universities (hereinafter referred as the "Committee")

### I. Introduction

#### 1. Objective

The guidelines aim to encourage exchanges and cooperation among universities in China, Japan and Korea with quality assurance and jointly improve international competitiveness of universities. The purposes of guidelines are to establish an effective operational mechanism for university exchange and quality assurance, to protect students and other stakeholders as well as to urge relevant stakeholders to fulfill the responsibilities and promote collaboration, thereby contributing to comprehensive educational cooperation and a good-neighborly partnership of mutual trust oriented among people in these three countries.

#### 2. Connotation

Exchanges and cooperation among universities as mentioned in these guidelines could be carried out through "CAMPUS Asia" with the consent of the three countries. The framework and detailed programs would be stated in other documents. In addition, the proposed guidelines do not force any particular educational and exchange activities, as these activities should be conducted autonomously by themselves.

#### 3. Principle

Considering each others' characteristics and legal system, exchanges and cooperation among universities and quality assurance activities must adhere to the principles of openness, universality, progressiveness, flexibility and demonstrativeness. Enough respect for mutual benefit should be given in jointly exploring a common framework based on the principle of seeking common ground and leaving aside differences in system, customs, and cultures and so on.

#### 4. Scope

The guidelines are applicable for governments, universities, quality assurance agencies and other stakeholders including the industry to implement. It is expected that all involved bodies work together to conduct exchange programs among universities and guarantee the quality of credits and degrees conferred.

## II. Guidelines for Higher Education Stakeholders

### 1. Guidelines for governments

#### 1) Establishment of a comprehensive, coherent and transparent quality assurance framework

It is imperative that the governments should clarify what higher education system entails in terms of school types, academic level, diploma issued and the connection with other education systems including middle education systems, vocational education systems, and other non-formal education systems, in accordance with their laws and regulations. In addition, the governments should publicize the national prerequisite for students to be admitted into universities, detailed requirements for them to obtain degree and quality assurance standard in higher education (qualification framework) as well as prepare the information package in higher education.

#### 2) Encouragement for relevant universities to participate in the exchange program

The governments, in its assured authority and policy, should encourage and support universities with quality assurance in conducting exchange programs through various resources and means. The governments should also take the initiative in supporting the Pilot Program through financial and other means, and especially at the stage of launching.

#### 3) Support for the quality assurance agency to conduct activities

The government should encourage quality assurance agencies to exert positive effects on quality improvement and support relevant activities conducted independently by the Japan-China-Korea Quality Assurance Council (hereinafter referred to as the “Council”) through financial and other means.

### 2. Guidelines for relevant universities

#### 1) Establishment of internal quality assurance system

Relevant universities should establish an effective internal quality assurance system to ensure the quality of exchange program. Here the meaning of “internal quality assurance” varies according to the education system and academic practice, but the following could be assumed to be applicable for all relevant universities of three countries to implement. a) publish basic information of school education and teaching and provide detailed information of exchange program; b) construct systematic curriculum and pay due consideration for maintaining the standards and consistency for writing syllabus and grade evaluation; c) confirm, under the

comprehensive teaching system and appropriate administration, that the process of conferring credits, giving academic grade, and processing credits transfer is in accordance with the laws and regulations in the country.

## 2) Effective implementation of exchange program

Universities participating in the exchange program should formulate operational regulations and emergency preplan. These universities should also make an agreement about important items and the detail in the exchange program, which is available to the public and then take periodical follow-up. While paying attention to quality assurance, it is also necessary for universities to probe into the establishment of credit transfer system, which would lay a foundation for establishing credit transfer and accumulation system in China, Japan and Korea and even in Southeast Asia. It is also important for universities to offer educational support in collaboration with a partner university through learning agreement, under which both universities and students confirm whether learning outcomes (including credits and diploma and so on) can be certified or not so that they can further their study after returning to the country.

## 3) Good student services

All relevant universities should adhere to student-centered principle and assure students' benefits and interests. It is important to provide students including program applicants with adequate and correct information resources for decision-making of their academic career. Implementation procedure and requirements of exchange program should be maintained clear, transparent and readable, and it is recommended for universities to offer "one-stop service" as much as possible, through which international students can use various services such as information service, application service and other consultation, so that they can concentrate on preparing their academic career. Upon implementation of the program, necessary language training and continuous support, guidance and opportunities of "cultural exchanges" are recommended to be provided for exchange students. And in order to provide better service, it is also recommended to maintain communication with international students through counselors, teaching assistant, volunteers and all available forces of the school.

## 3. Guidelines for quality assurance agencies

### 1) Maintaining Clarification and Visibility of Procedure

It is important to understand that the role of quality assurance agencies is different in the three countries, even though these three countries have similar system of university evaluation. In this sense, the quality assurance agencies should pay attention to the diversity and variety of quality assurance mechanism in each country, while making efforts in exchanging and sharing information in the three countries through information platform in the Committee.

## 2) Seeking for common standards and joint evaluation

While strengthening quality assurance of exchange program, the quality assurance agencies in these three countries should pay attention to common practices and features such as index system and evaluation measures. These agencies should find out certain common index framework in exchange program among universities in the three countries and jointly conduct university evaluation.

## 3) Capacity building for the staff

Capacity building for the staff in charge of evaluation activities plays a very important role in improving university evaluation. From the perspective of international exchange program, it is necessary for the relevant staff to have adequate knowledge and experience in the cross-border nature of exchange program. It is recommended to conduct staff exchange and capacity building through the Committee so that the outcomes will be shared in exchange and cooperation among universities for capacity building.

## 4. Guidelines for other stakeholders

It aims to cultivate international talents with communication and working abilities through exchange program, who are the potentials for the economic development in the East Asia, thereby having far-reaching significance in terms of economic development and prosperity of China, Japan, and Korea as well as the whole East Asia. Therefore, it is expected that other stakeholders including industry can offer necessary support for university exchange program in the three countries, such as developing joint courses, providing internship conditions, conducting joint research, and so on.

## III. Supplementary articles

### 1. Validity of the guidelines

These guidelines were approved, based on the discussion at the second meeting for the Committee held in Beijing, December 10<sup>th</sup>, 2010. The texts were written in four languages namely Chinese, Japanese, Korean and English. In the event of any divergence of interpretation between any of the texts, the English text shall prevail. The terms of the guidelines may be altered with the consent of the Committee. All relevant bodies have access to these guidelines for reference in conducting exchange and cooperation. It should be noted that each higher education system has its own characteristics, and the proposed guidelines never intend to force any change of the rules and regulations of the countries.

### 2. Dissemination of the guidelines

It is important that the governments should make efforts in disseminating the guidelines and

“Campus Asia” framework as non-binding but significant material for the society both domestically and internationally. Through such process, it is also recommended that the governments should publish good practices implemented in the universities and quality assurance agencies, including the Pilot Program.

未定稿 (5/12現在案)

---

# 日中韓の質の保証を伴った大学間交流に関するガイドライン (仮訳)

日本国、中華人民共和国、大韓民国の「日中韓協力ビジョン2020」に沿って、三カ国は、単位互換や共同学位及びその他のプログラムを通じた大学間交流の促進を目指している。一方、これらの三カ国は教育に関する質を保証する機関間の協力を促進することを通じ、交流プログラムの質を保証することを意図している。このことを踏まえ、本ガイドラインは、「日中韓大学間交流・連携推進会議」（以後「会議」と省略）における議論に基づき策定されたものである。

## I. はじめに

### 1. 目的

本ガイドラインは、日本、中国、韓国の大学間における質の保証を伴った交流・連携を促し、大学の国際競争力を共に向上させることを目的としている。本ガイドラインの目的は、大学間交流及び質保証の効果的な実施メカニズムを構築し、学生その他の関係者を保護するとともに、関連するステークホルダーが責任を実行し、連携を推進することを促すことにより、包括的な教育協力や、これら三カ国の人々の間に相互信頼志向の近隣パートナーシップに貢献することを目指すものである。

### 2. 用語

本ガイドラインにおいて言及される大学間交流・連携は、三カ国の合意により「キャンパス・アジア構想」を通じて実施されることが考えられる。枠組みや詳細なプログラムについては、他の文書において説明されることとなる。加えて、これらの活動は自ら自律的に実施されるべきものであることから、本提案のガイドラインは、何ら特定の教育及び交流活動を強いるものではない。

### 3. 原則

各国の特徴や法制度を考慮して、大学間交流・連携や質保証の活動は、開放性、普遍性、漸進性、柔軟性及び実証性の原則に沿ったものでなければならない。大同を求め、制度や習慣、文化等々の小異に拘らない原則にのっとり、共同で共通の枠組みを模索する際には、相互利益を十分に尊重することが踏まえられなければならない。

### 4. 対象

本ガイドラインは、その実施において、政府、大学、質保証機関及び産業界を含むその

---

他のステークホルダーに適用される。全ての関係主体が、大学間交流プログラムの実施及び授与される単位及び学位の質を保証するため共に努力することが期待される。

## II. 高等教育ステークホルダーに対するガイドライン

### 1. 政府に対するガイドライン

#### 1) 包括性、一貫性及び透明性を備えた質保証枠組みの構築

政府は、自国の法令等に基づき、学校の種類、学位の種類、授与される学位、中等教育及び職業教育及びその他の非公式教育を含む他の教育制度との接続、いかなる高等教育制度を構成しているのかにつき、明確にすることが不可欠である。加えて、政府は、大学に入学するための国としての必須要件や、学位を取得するための要件、高等教育（資格枠組）における質保証の基準を公表するとともに、高等教育におけるインフォメーションパッケージを準備することが求められる。

#### 2) 関係大学に対する交流プログラム参加の促進

政府は、認められた権限と方針に基づき、各種の資源や手段を通じて、大学が質の保証を伴って交流プログラムを実施することを促し、支持することが求められる。政府はまた、財政面及びその他の手段を通じて、特に立ち上げの段階において、パイロットプログラムを支援するイニシアチブをとるべきである。

#### 3) 質保証機関の活動実施に対する支援

政府は、財政面及びその他の手段を通じて、質保証機関が、日中韓質保証機関協議会（以降「協議会」と略す）において独自に実施する、質の向上のため積極的な効果の発揮や、関連する活動への支援を促すべきである。

### 2. 関係大学に対するガイドライン

#### 1) 内部質保証システムの構築

関係大学は、交流プログラムの質を保証する効果的な内部質保証システムを構築することが求められる。この点、内部質保証の定義は、教育制度や学内の慣行によって様々であるが、その実施に当たり、以下の点については、三カ国の全ての関係大学において適用される。a) 学校教育や教授に関する基本的な情報や、交流プログラムの詳細な情報の公表、b) 体系的なカリキュラムを構成するとともに、作成されるシラバスや成績評価の水準や一貫性の維持に然るべき考慮を払うこと、c) 包括的な教授システムや十分な管理の下、単位授与、成績評価、単位互換の手続きが国の定める法令等に適合していることを確認すること。

#### 2) 交流プログラムの効果的实施

交流プログラムに参加する大学は、実施上の規則や緊急時の事前対応について明文化し

---

ておく必要がある。また、これらの大学は、交流プログラムの重要な事項や詳細について協定を定め、一般に公表し、定期的にフォローアップを行うことが求められる。大学はまた、質の保証に留意しつつ、単位互換システムの構築を模索することが、将来的な日中韓及び東南アジアまでも含む単位の互換や積立にかかるシステムの構築の下地となる点で、重要である。大学はまた、大学と学生の間で、単位互換や学位記の扱い等を含む学習成果が認定されるか否かについて確認し、それによって自国に戻った後に更なる学修を修められるような、「ラーニングアグリメント」を通じた連携大学との協力に対し、教育上の支援を提供することが重要である。

### 3) 良質の学生支援

全ての関係大学は、学生志向の原則に違ふことなく、学生の利益と関心を保証することが必要である。プログラムへの志願者を含む学生に対して、自らのアカデミックキャリアにかかる意志決定のための十分かつ正確な情報源を提供することが重要である。交流プログラムの実施手順や要件は、明確で、透明性があり、理解しやすいものであるべきであり、大学は、留学生が情報サービスや申請サービス、及びその他の相談対応などの各種のサービスを活用でき、自らのアカデミックキャリアを準備できるような「ワンストップサービス」を出来る限り提供することが望まれる。プログラムの実施に当たっては、交流学生に対して、必要な言語訓練や継続的なサポート、「文化交流」のガイダンスや機会を提供することが望まれる。また、より良い支援を提供するため、カウンセラーやTA、ボランティア及びその他学内で利用可能なあらゆる人員を通じ、留学生とのコミュニケーションを確保することが望まれる。

## 3. 質保証機関に対するガイドライン

### 1) プロセスの明確化と可視化の確保

三カ国は類似の大学評価の制度を有しながらも、それぞれの国において、質保証機関の役割は異なることを理解することが重要である。この点、質保証機関は、協議会における情報プラットフォームを通じた三カ国の情報交換・共有のための努力を払いつつ、各国それぞれの質保証メカニズムの多様性に留意することが必要である。

### 2) 共同の評価指標や評価活動の検討

交流プログラムの質保証を広げる一方で、三カ国の質保証機関は、指標システムや評価基準などの共通の実践や特徴に対して注意を払うべきである。これらの質保証機関は、三カ国の大学間交流プログラムにおける共通の指標枠組を検討し、大学評価を共同で実施すべきである。

### 3) 評価員のキャパシティ・ビルディング

評価活動を担う評価員のキャパシティ・ビルディングは、大学評価の向上に重要な役割

---

を果たしている。国際交流プログラムの観点からは、関係スタッフが、交流プログラムの国境を越えるという特性において十分な知識と経験を有していることが必要である。協会においては、評価員の交流やキャパシティ・ビルディングを通じて、その成果がキャパシティ・ビルディングのため大学間交流・連携において共有されることが望まれる。

#### 4. その他のステークホルダーに対するガイドライン

本ガイドラインは、交流プログラムを通じて、東アジア地域の経済発展の潜在的な担い手として、日中韓及び東アジア全体の経済発展と繁栄の観点から広範囲な影響を及ぼし得る、コミュニケーションや就業力を備えた国際的な人材を育成することを目的としている。

したがって、産業界を含むその他のステークホルダーは、共同コースの開発や、インターンシップの提供、共同研究の実施など、三カ国における大学間交流プログラムに対して必要な支援を提供することが望まれる。

### III. 附則

#### 1. ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、2010年12月10日に北京で開催された第二回日中韓大学間交流・連携推進会議における議論に基づき合意されたものである。本テキストは、四カ国語すなわち日本語、中国語、韓国語及び英語で表記される。本テキストにおける解釈上の相違については、英語版による解釈に準拠するものとする。本ガイドラインにおける記述は、会議の合意により変更することができる。全ての関係主体は、交流・連携の実施に当たって、本ガイドラインを参照する権利を有する。高等教育システムはそれぞれの特徴を有しており、本提案のガイドラインは、各国の法令等にいかなる変更を強いることを意図するものではないことに留意が必要である。

#### 2. ガイドラインの普及

政府は、本ガイドライン及び「キャンパス・アジア」構想について、何ら拘束的なものではないが、国内・国外双方の観点から社会にとって重要なものとして普及するため、努力することが重要である。かかるプロセスを通じて、政府はまた、パイロットプログラムを含む、大学及び質保証機関において実施されたグッドプラクティスを公表することが期待される。